

# 北方町上水道事業経営戦略

令和6年3月

岐阜県本巣郡北方町上下水道課

北方町 水道 事業経営戦略  
簡易水道

団 体 名 : 北方町

事 業 名 : 北方町上水道事業

策 定 日 : 令和 6 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 6 年度 ~ 令和 15 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 給水

供用開始年月日	昭和 50 年 4 月 1 日	計画給水人口	19,475 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適(全部)	現在給水人口	17,794 人
		有収水量密度	3.58 千m <sup>3</sup> /ha

R4有収水量 1,850,896 m<sup>3</sup>/年  
給水区域面積 517 ha

#### ② 施設

水 源	<input type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 泉水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	1	管 路 延 長	111.440 千m
	配水池設置数	2		
施 設 能 力	10,516.5 m <sup>3</sup> /日	施 設 利 用 率	68.22% ※	

※令和4年度実績: 1日平均給水量7,174m<sup>3</sup>/日 ÷ 施設能力10,516.5m<sup>3</sup>/日=68.22%

#### ③ 料金

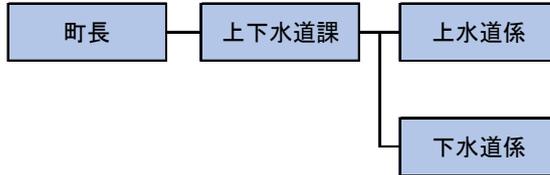
料金体系の 概要・考え方	<p>水道料金体系は【図表1】の通りです。          本町の料金体系は、口径ごとに定めた基本料金に使用水量に応じた従量料金を加算した金額を設定しています。          基本料金には基本水量制(一定水量の範囲内は定額とする料金体系)を採用し、基本水量にかかる料金の低廉化により、安価な生活用水の供給を図るとともに、基本料金を超過してからは従量料金とすることで使用者間の負担の公平に配慮しています。          水道料金の設定にあたっては、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」(地方公営企業法第21条第2項)とされています。本町は、この、料金のあり方についての基本原則に従い、持続可能な水道経営をめざして適正な水道料金水準を定める方針としています。</p>																																	
	<p>図表1 1.水道料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">料金 種別</th> <th colspan="2">基本料金 (1ヶ月につき)</th> <th rowspan="2">料金</th> <th rowspan="2">超過料金 (1m<sup>3</sup>につき) 料金</th> </tr> <tr> <th>給水管の口径</th> <th>水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">一般用</td> <td>13mm</td> <td rowspan="6">10m<sup>3</sup>まで</td> <td rowspan="6">880円</td> <td rowspan="6">77円</td> </tr> <tr><td>20mm</td></tr> <tr><td>25mm</td></tr> <tr><td>30・40mm</td></tr> <tr><td>50mm</td></tr> <tr><td>75mm</td></tr> </tbody> </table> <p>上記の料金には消費税が含まれています。</p> <p>2.メーター使用料(1か月につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給水管の口径</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>77円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>198円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>242円</td></tr> <tr><td>30・40mm</td><td>440円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,320円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>1,980円</td></tr> </tbody> </table> <p>上記の料金には消費税が含まれています。</p>				料金 種別	基本料金 (1ヶ月につき)		料金	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき) 料金	給水管の口径	水量	一般用	13mm	10m <sup>3</sup> まで	880円	77円	20mm	25mm	30・40mm	50mm	75mm	給水管の口径	料金	13mm	77円	20mm	198円	25mm	242円	30・40mm	440円	50mm	1,320円	75mm
料金 種別	基本料金 (1ヶ月につき)		料金	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき) 料金																														
	給水管の口径	水量																																
一般用	13mm	10m <sup>3</sup> まで	880円	77円																														
	20mm																																	
	25mm																																	
	30・40mm																																	
	50mm																																	
	75mm																																	
給水管の口径	料金																																	
13mm	77円																																	
20mm	198円																																	
25mm	242円																																	
30・40mm	440円																																	
50mm	1,320円																																	
75mm	1,980円																																	
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	令和 3 年 8 月 1 日																																	

④ 組織

本町における組織体制は【図表2】の通りです。  
また、水道事業にかかわる職員は5名で、年齢構成等は【図表3】の通りです。

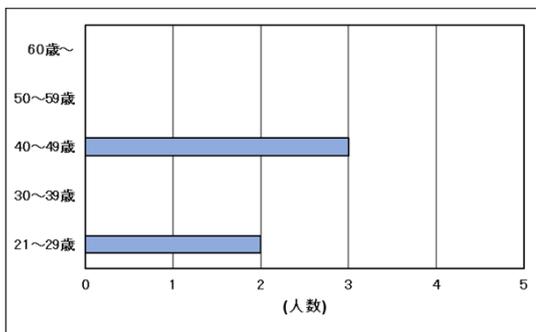
図表2

組織図



図表3

職員数・年齢構成



令和4年4月1日現在

(2) これまでの主な経営健全化の取組

本町では、これまで、平成26年(2014年)に「北方町水道ビジョン」を策定し、長期的な施策目標の推進に取り組んできました。また、平成29年度には、計画的かつ合理的な経営を行うための取り組みの方向性を示すために当面の間に取り組むべき事項について実効性の高い計画を立案した「北方町上水道長寿命化計画」を策定しました。さらに、平成30年3月には上水道事業を安定かつ持続可能を実現するために中長期的な経営戦略を策定し、経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上に努めています。

◆水道ビジョン、上水道長寿命化計画の策定

事業計画の方針を定め、施設の機械・電気設備、管路について更新計画を策定し、施設・設備の重要度、経年化による老朽等、更新の優先順位を検討し、効率的な更新を図った。

◆水道施設の耐震化

水源地の管理棟と配水池については平成26年度に耐震診断を行い、その結果、管理棟のみ耐震性を有していなかったため管理棟の耐震補強を行っています。管路については、配水本管や重要給水施設配水管などの基幹管路を更新する際に、耐震管を布設して耐震性能の向上を図っています。

◆有収率の向上

定期的な漏水調査の実施、漏水箇所の修繕により有収率の向上に取り組んでいます。

◆アセットマネジメントの実施による投資の平準化

今後、中長期的な視点に立った機械・電気設備や管路の更新を平準化し、限られた財源が効率的・効果的に使用されるように検討する予定です。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

・本町の経営の健全性については、経営収支比率及び流動比率が100%を超えており、収支は黒字で債務に係る支払い能力も十分です。  
 ・企業債について、近年は新たな借入れがなく、計画的に償還できています。  
 ・企業債残高は減少していますが、有収率が類似団体と比較しても水準を下回っているため、企業債を利用して基幹管路の更新や老朽管の布設替えを行い、有収率の向上を図る必要があります。  
 ・経営状況については、過去5年間(平成29年度～令和3年度)の各分析及び類似団体との比較分析は【別紙1】経営比較分析表の指標に示すとおり、概ね健全であります。今後、管路の更新等で多額の費用が必要になりますが、内部留保資金や企業債を利用し、経営の効率化に努めていく方針です。

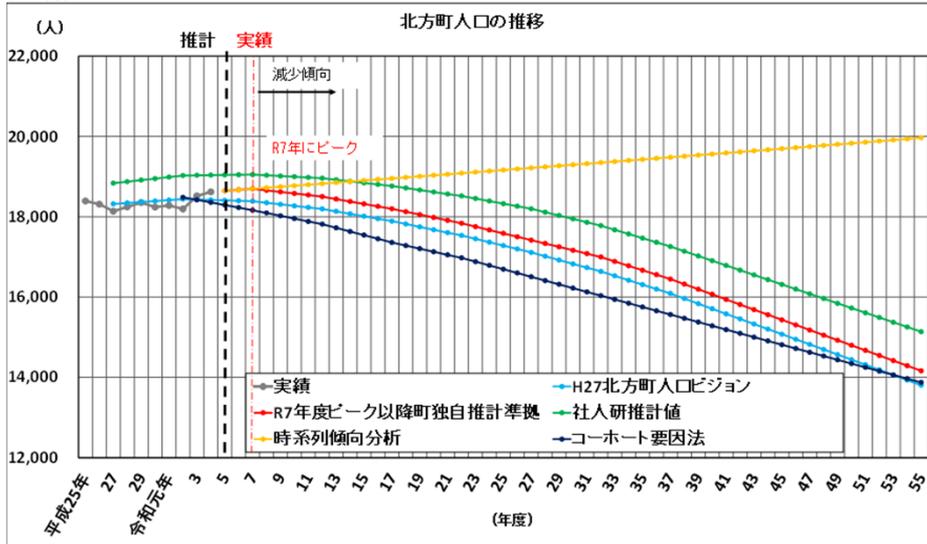
## 2. 将来の事業環境

### (1) 給水人口の予測

国勢調査、北方町の実情や特性を踏まえた、「北方町人口ビジョン」が平成27年10月に策定され、令和12年(2030年)における人口を18,195人、令和22年(2040年)における人口を17,534人としています。

給水人口の推計は、給水区域内人口を対象とし、過去10ヶ年の人口実績に基づいた時系列傾向分析(推計7式)による手法により、給水区域内人口の推計を行い計画普及率を乗じて求めます。推計結果は総務省の「経営戦略策定・改定ガイドライン」に準じ、50年の期間としました。

全国的に少子高齢化による人口減少が社会問題となっており、本町においても例外ではなく、将来人口の見通しは厳しく減少傾向にあります。本町の水道普及率は令和5年度現在、96%と高く、これ以上の普及率の上昇は見込めないため、行政区域内人口の減少がそのまま給水人口の減少につながるものと考えられます。

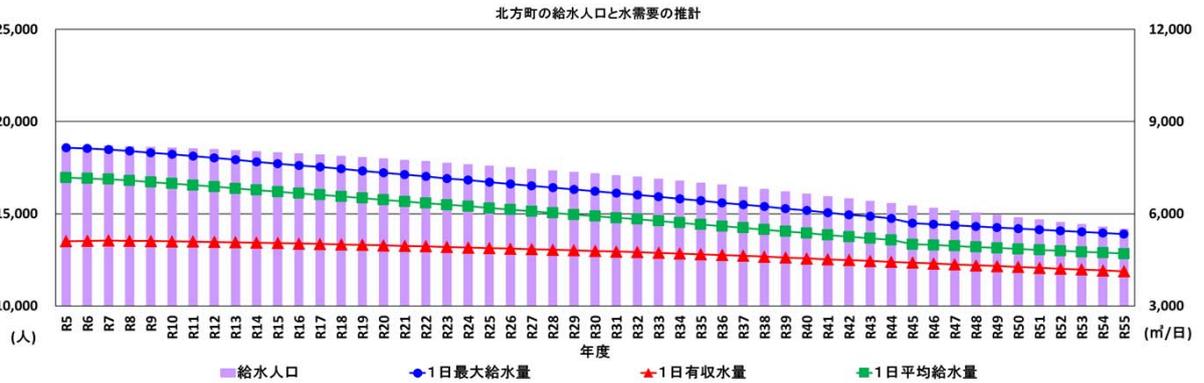


### (2) 水需要の予測

有収水量は原単位となる生活用1人1日平均使用水量と、使用水量の大きい業務営業用等について時系列傾向分析(推計7式)により求めます。また、1日最大給水量の推計は、推計した有収水量をもとに、有収率・有効等を考慮して1日平均給水量を求め、さらに負荷率を考慮して求めます。

近年では、節水意識の高まりによる節水機器の普及により使用水量自体が減少傾向にあるため、有収水量は減少の一途をたどっております。

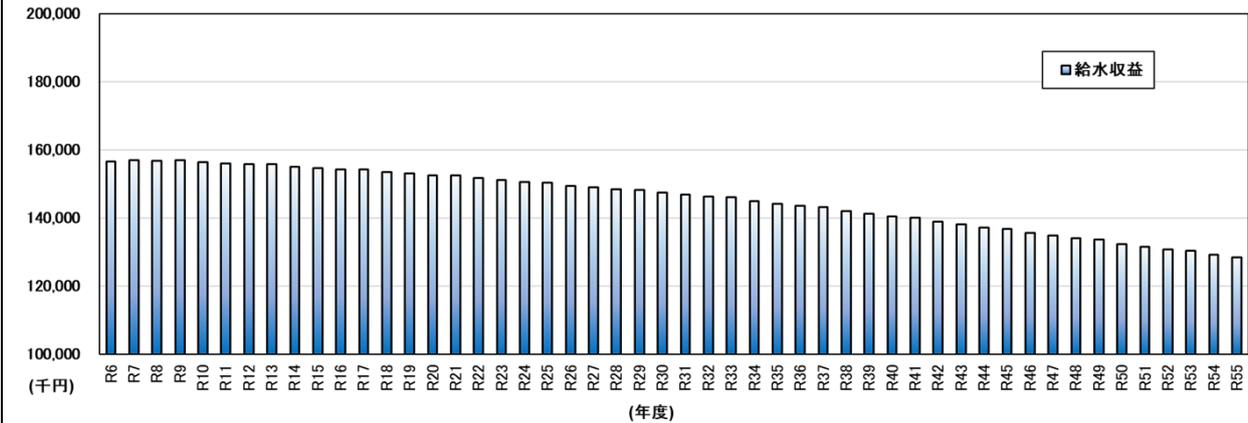
将来においては、給水人口の減少に伴い有収水量は減少傾向が続くと予想されます。



### (3) 料金収入の見通し

料金収入については、有収水量に供給単価を乗じて算定しています。供給単価は、現時点では料金改定を見込んでいないため、令和4年度の実績値を据え置いています。

有収水量の減少が続くことが予想されるため、料金収入も減少していく見通しです。



### (4) 組織の見通し

水道事業の業務は、施設設備等の計画・建設の段階から、水質の保全、設備管理、法制度の順守などの日常の維持管理、さらには経営、会計管理と多方面にわたる知識や技術が必要となります。しかしながら、少数精鋭であるがゆえに、職員の退職や人事異動などの影響により、これらの知識や技術が確実に持続継承されない懸念があります。今後は将来にわたって水道事業を継続していくために、技術を次世代に継承できるよう、職員の適正な配置や年齢構成を図るとともに、若年層の育成を行っていく必要があります。

## 3. 経営の基本方針

今後、より一層厳しい経営環境が続くことが予想される中、将来にわたり重要なライフラインとしての水道を持続し、お客さまから信頼される水道を目指します。そして、これまで培ってきた水道技術を維持・発展させて将来につなげていくために、「安全」「強靱」「持続」の観点を維持し、安定した事業経営の持続を行います。

- 「安全」
  - 良好な水源水質の維持
  - 水質検査精度の維持
  - 配水池内の水質保全
  
- 「強靱」
  - 基幹管路の耐震化
  - 老朽化が進む管路の更新
  - 地震などの災害時における生活用等の応急給水の確保
  
- 「持続」
  - 経営戦略による中長期的な投資・財政計画の策定及び見直し
  - 将来の水需要減少を見据えた適正な施設規模への変更
  - 効率的な施設運用による使用電力の削減
  - 有収率向上のための方策検討
  - お客様の利便性の向上

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 【別紙2】のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<p>「北方町新水道ビジョン」で示した、「安全」、「強靱」、「持続」の実現方策を実施し、今後、水道事業を安定的に運営していくため、老朽化した施設・管路を中心に適時適切な更新・耐震化を行っていくよう努めます。</p> <p>&lt;目標&gt;                  管更新率:3.00%(10ヵ年)                  有収率:70.7%→75.1%(10ヵ年) 88.5%(50ヵ年)</p> <p>中長期計画では、今後50年間の期間において重要施設である水源地の管理棟や配水池が更新時期となり、令和18年度に管理棟、令和47年度に配水池の更新を予定しています。管路については老朽化した口径150mm以上の基幹管路や重要給水施設配水管を随時更新を図ります。</p>
-----	--

収支計画のうち、投資(建設改良費)については、【図表4-1】のとおりです。投資額は年間約0.92億円であり、更新の優先順位を決め、施設運用に重要な機械・電気設備を選定し更新します。また、管路についても重要度の高い基幹管路及び重要給水施設配水管を優先して、耐震化も含め更新を行います。

図表4-1  
建設改良費の内訳

(単位:千円)

区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
機械・電気設備	17,568	3,568	38,338	9,218	34,808	17,598	57,000	7,618	31,634	33,315
管路	68,112	83,090	56,569	85,156	62,107	76,148	43,724	90,540	52,574	48,063
土木・建築	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	85,680	86,658	94,907	94,374	96,915	93,746	100,723	98,158	84,207	81,378

##### ② 収支計画のうち財源についての説明

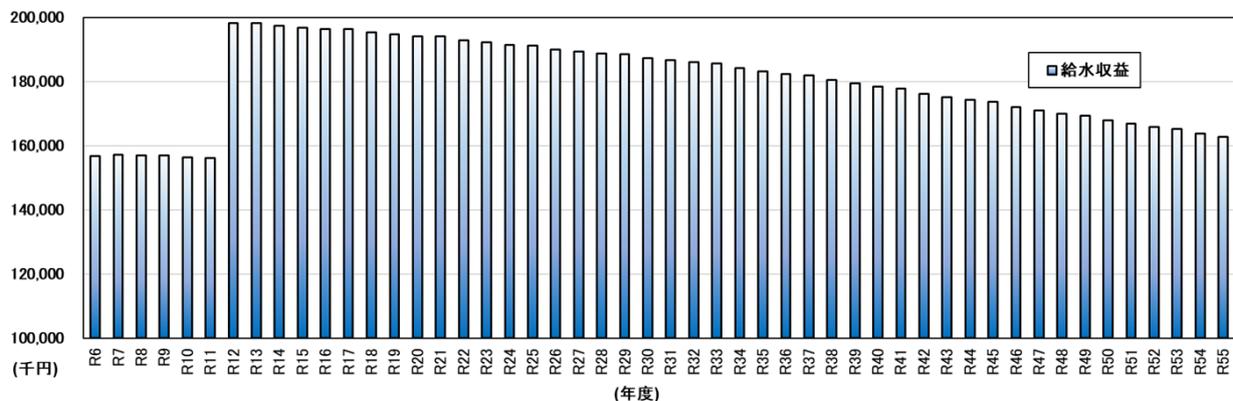
目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間内の令和12年度以降は経常収支が赤字に変わる見込みのため、料金改定を実施していきます。</li> <li>・料金回収率100%以上を目標とします。</li> <li>・経常収支比率100%以上を目標とします。</li> <li>・企業債充当率は対象額の50%ほどに抑制します。</li> <li>・中長期計画の50年間に多額の費用がかかる水源地の管理棟や配水池、井戸の更新が必要なため、建設改良積立や内部留保資金の利用、企業債借入の見直し等、収支バランスを考慮しながら財源の確保を図ります。また、料金改定の実施により、長期的な財源確保を図ります。</li> <li>・国庫補助の採択について検討を行います。</li> </ul>
-----	--

##### i) 料金収入

料金収入については、2. 将来の事業環境(3) 料金収入の見通しで述べたとおり、徐々に減少していく見込みです。計画期間においては、令和15年度までに10ヶ年で約200万円(年間約0.1%)減少する試算となります。

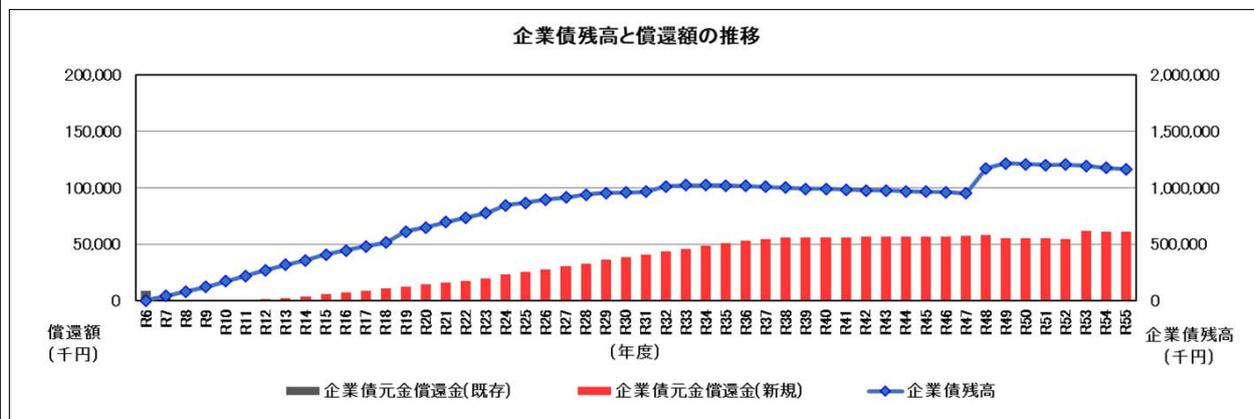
料金改定案として、令和12年度以降は経常収支が赤字に変わるものと想定されますので、これを解消するため現行の水道料金を約1.25倍した場合をシミュレーションし、給水収益の見込みを以下の図に示します。

給水収益の推移(令和12年度に現行料金の約1.25倍に改定した場合)



ii) 企業債

企業債については、将来世代への負担を軽減する観点から、新たな企業債は対象額の50%の充当率として抑制します。既往債については、借入期間を最長30年間としています。



iii) 建設改良費

建設改良費の主な財源は、水道料金収入、企業債、内部留保資金としています。

今後は、機械・電気設備、管路の更新費用が増加していくため、更新については重要度による優先順位付けにより年度ごとの事業費を抑え計画していますが、それ以上に更新需要が拡大していくため、定期的な更新計画の見直し、水道料金改定等の財源確保が必要となります。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費は、配水ポンプなどの電気使用料である動力費、塩素消毒など浄水工程で使用する薬品費、施設機器の部品交換や維持管理に係る修繕費、水道施設を運営する町職員の人件費、既存資産の減価償却費、企業債の支払利息が該当します。

経費削減については、管路工事における職員経費の削減を図るため、管路DB<sup>※</sup>方式の採用の検討を行っていきます。また、定期的な施設機器点検、早期の修繕により施設の延命化を図り、更新費用の削減に努めていきます。

項目	算定条件
動力費・薬品費	・実績値より年間配水量に比例して算定します。
修繕費	・更新計画の算定値とします。
人件費	・令和5年度予算分を見込みます。
減価償却費	・既存資産及び今後取得予定の資産について、耐用年数などにに基づき減価償却予定額を算出します。
支払利息	・償還予定に基づき利息の予定額を推計します。

※管路DB: 管路更新事業の設計・施工を一括で発注できる方式

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広域化	現在、岐阜県水道事業広域連携研究会の枠組みの中で広域連携の検討を行っています。また、広域化を行った自治体の先進事例等を参考に、広域化による効果の検証などを行い、方向性を検討していきます。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	現時点でPFI・DBOなどの民間活用手法の導入予定はありません。今後、事例研究などを行い、どのような手法により経営を行うのが最も適切であるか、水供給の安全性・安定性、危機管理体制の維持等も考慮しながら、調査検討していきます。なお、民間活用としては、民間委託の業務内容拡大を検討します。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	今後更新を行う管路については、老朽化の度合いや耐震性能を考慮した上で、基幹管路や重要給水施設に供給する管路を優先的に行います。また、アセットマネジメントの結果を踏まえて、施設・管路・機械電気設備の更新を平準化し、限られた財源が効率的・効果的に使用されるように検討を重ねていく方針です。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	アセットマネジメントの結果を踏まえて中長期的な観点から、将来の給水人口の推移や水需要の予測にもとづいた適正な施設・設備の規模を検証します。また、必要に応じてダウンサイジングやスペックダウンを図り整備内容を検討していきます。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	
その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・機械電気設備の保守・点検を定期的に実施し、適切な維持管理に努めます。</li> <li>・管路の定期的な漏水調査を継続し、有収率向上のための効果的な修繕、布設替を実施します。</li> <li>・事業期間の短縮やコスト削減を図るため、管路DB方式の採用を検討していきます。</li> <li>・災害時においても給水の持続が確保できるよう、防災部局と協議し耐震性貯水槽の設置を検討していきます。</li> </ul>

② 財源についての検討状況等

料金	投資・財政計画では、人口減少に伴い、水道料金収入が減少していく見通しです。今後、適切なタイミングで料金改定を実施しなければ、いずれは施設・管路・機械電気設備の更新費用や維持管理費用が賄えない状況に陥る懸念があります。料金体系については、定期的な見直しを図り、適正な料金水準を設定することにより、水道事業の健全な運営を確保していきます。また、料金体系、改定時期等、今後の収支バランスを見据え料金改定を実施します。
企業債	更新投資等は、極力、料金収入、内部留保金などの自己財源で実施し、不足する財源は企業債を活用します。また、新たな企業債は対象額の50%の充当率として抑制を図ります。
繰入金	総務省が定める操出基準内にとどめ、公営企業に求められている独立採算制の基本原則に従った経営を続けていきます。
資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組	水源地の余剰用地等を活用した太陽光発電システムの導入を検討します。
その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健全な上水道施設の運用が図れるよう、施設更新費用の確保のため計画的な建設改良費の積立に努めていきます。</li> <li>・国の交付金等の活用を推進した事業整備計画を検討します。</li> </ul>

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<p>事後検証・更新については、PDCAサイクルの考え方を活用し、毎年度の進捗管理及び3年～5年毎の検証・見直しに分けて以下のように実施します。</p> <p>○毎年度の進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資・財政計画における実績値の把握と計画との乖離を確認</li> <li>・著しい乖離がある場合には、その原因と対策を検討</li> <li>・経営指標を分析し、経営健全化に向けた状況把握と今後の取組の方向性を確認</li> </ul> <p>○3年～5年毎の検証・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資・財政計画の実績推移の把握</li> <li>・計画値との乖離が大きい場合には、将来見通しの再評価</li> <li>・投資計画における内容の精査</li> <li>・新たな投資が必要な場合には、その財源についても再検証</li> <li>・経営指標の算定による経営状況の再評価を行い、必要に応じて新たな目標の設定</li> </ul>
---------------------	---





投資・財政計画  
(収支計画)  
【料金改定なし】

区分	年度										(単位:千円)	
	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (予算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		令和13年度
資本的収入	1. 企業	0	42,800	0	47,400	47,100	48,400	46,800	50,300	49,000	42,100	40,600
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的支出	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収入	4. 他会計負担金	2,607	12,884	8,319	8,319	8,319	8,319	8,319	8,319	8,319	8,319	8,319
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収入	6. 国(都道府県)補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収入	8. 工事分担金	6,633	9,798	4,920	4,920	4,920	4,920	4,920	4,920	4,920	4,920	4,920
	9. その他	9,240	22,682	13,239	60,639	60,339	61,639	60,039	63,539	62,239	55,339	53,839
資本的収入	計 (A)	9,240	22,682	13,239	60,639	60,339	61,639	60,039	63,539	62,239	55,339	53,839
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的支出	1. 建設改良費	9,240	22,682	13,239	60,639	60,339	61,639	60,039	63,539	62,239	55,339	53,839
	うち職員給与費	37,668	92,356	72,900	86,658	94,907	96,915	93,746	100,723	98,158	84,207	81,378
資本的支出	2. 企業債償還金	21,642	17,221	9,719	8,980	2,236	388	396	0	2,762	4,320	5,898
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的支出	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収入不足する額	計 (D)	59,310	109,577	82,619	94,660	88,894	95,295	94,770	102,084	100,920	88,527	87,276
	(E)	50,070	86,895	69,380	38,621	32,355	34,656	34,431	33,707	38,545	33,188	33,437
補填財源	1. 損益動定留保資金	23,171	23,735	24,228	38,621	32,355	34,656	34,431	3,707	38,545	38,681	33,437
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補填財源	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	26,899	63,160	45,152	38,621	32,355	34,656	34,431	30,000	38,681	30,000	33,437
補填財源不足額 (E)-(F)	計 (F)	50,070	86,895	69,380	38,621	32,355	34,656	34,431	33,707	38,545	33,188	33,437
	(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (H)	計 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(H)	38,940	21,719	12,001	3,021	43,585	86,496	133,500	180,600	229,000	366,657	402,859

区分	年度										(単位:千円)	
	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (予算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		令和13年度
収益的収支分	うち基準内繰入金	1,386	1,741	1,776	1,428	1,428	1,428	1,428	1,428	1,428	1,428	1,428
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分	うち基準内繰入金	2,607	12,884	8,319	8,319	8,319	8,319	8,319	8,319	8,319	8,319	8,319
	うち基準外繰入金	2,607	12,884	8,319	8,319	8,319	8,319	8,319	8,319	8,319	8,319	8,319
合計	計	3,993	14,625	10,095	9,747	9,747	9,747	9,747	9,747	9,747	9,747	9,747

○他会計繰入金





原価計算表

布設年月日 昭和50年 4月 1日  
 給水人口 17,794人  
 計算期間 自 令和6年 至 令和10年  
 (5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
料 金 (X)	145,986	156,839		156,839
給 水 装 置 工 事 費	91	2,255		2,255
そ の 他	22,856	5,009		5,009
合 計	168,933	164,104	0	164,104

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
職 員 給 与 費	52,433	42,921		42,921
経 費	動 力 費	36,000	35,410	35,410
	修 繕 費	16,167	17,000	17,000
	材 料 費	4,401	4,401	4,401
	そ の 他	21,898	21,828	1,428
減 価 償 却 費	23,678	28,761		28,761
そ の 他	6,772	1,729		1,729
合 計 (Y)	161,349	152,049	1,428	150,621
資 産 維 持 費 (Z)				3,730
料 金 対 象 経 費 (Y) + (Z)				154,351
			(X)/((Y)+(Z))*100=	102

<料金水準についての説明>

・資産維持費(試算維持率0.3%)を含めた料金対象収支における経費回収率は102%と過不足ない料金水準となりましたが、今後は人口減少等による料金収入の減少に伴い、経費回収率が100%を切る見込みであるため、料金改定が必要となる。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「水道料金算定要領」(公益社団法人日本水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。